Ⅰ.

厚生労働省では、働き方改革推進支援助成金について、令和６年４月１日（月）から交付申請の受付を開始いたします。

▼働き方改革推進支援助成金の今回の変更点

（１）業種別課題対応コースの成果目標を追加しております。具体的には、他のコースの成果目標も選択できることとしております。

（２）勤務間インターバル導入コースの助成上限額を２０万円増額しております。

（３）労働時間短縮・年休促進支援コースにおいて、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇を導入する成果目標を削除しました。

その他のコースに大きな変更はございません。

▼交付申請の期間、事業実施期間、支給申請期限について

交付申請期間　：令和６年４月１日（月）～令和６年11月29日（金）

事業実施期間　：令和７年１月31日（金）まで（団体推進コースは２月14日（金）まで）

支給申請期限　：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日又は、令和7年２月7日（金）

（団体推進コースは令和7年２月28日（金））のいずれか早い日

▼働き方改革推進支援助成金リーフレット（※労働時間適正管理推進コースは廃止しました。）

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）のご案内［662KB］

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース・運送業）のご案内［1.4MB］

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース・建設業）のご案内［1.4MB］

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース・病院等）のご案内［1.4MB］

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内［638KB］

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）のご案内［646KB］

■厚生労働省HP（働き方改革推進支援助成金）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

Ⅱ.

厚生労働省では、雇用関係助成金等を周知するため、『雇用・労働分野の助成金のご案内』（簡略版及び詳細版）のパンフレットを作成しています。

また、厚生労働省ホームページに、助成金ごとのパンフレットをまとめて掲載しております。

▼「雇用関係助成金パンフレット」（簡略版）

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000758206.pdf

■厚生労働省ホームページ（助成金ごとのパンフレット）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/000763045.html

Ⅲ.

厚生労働省では、キャリア形成・学び直し支援センター事業をキャリア形成・リスキリング推進事業に事業変更すること等に伴い、実施要領を別添のとおり改正いたしました。

▼ジョブ・カード様式のダウンロード

ジョブ・カード様式のダウンロード | マイジョブ・カード (mhlw.go.jp)

■厚生労働省HP（ジョブ・カード制度）

ジョブ・カード制度 ｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)

添付ファイル　　<https://kinkid-s.jp/news/2024.4.17-2.pdf>　<https://kinkid-s.jp/news/2024.4.17-3.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.4.17-4.pdf>